

平成31年度 コミュニティ・スクール推進体制構築事業に関するQ & A (H30. 9. 6)

※ 現在、概算要求段階のため、今後、以下の内容に変更が生じる場合があります。

<事業の概要>

Q 1. 「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の目的は何か。

A 1. 本補助事業は、各教育委員会が域内全ての学校（都道府県教委においては全ての自治体）において、コミュニティ・スクールを核とした学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立し、持続可能な推進体制の構築を図ることを目的に実施するものである。

平成29年3月の地教行法の改正により、教育委員会に対して学校運営協議会設置の「努力義務」が課せられたことから、平成29年度までコミュニティ・スクールの導入を目指す学校を対象に行ってきた事業（H17～：委託事業、H26～：補助事業）を組み替え、今年度から「コミュニティ・スクールの全校への導入と推進体制の構築をめざす教育委員会」を対象として事業を実施している。

Q 2. 都道府県は本補助事業に申請できないのか。

A 2. コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を一体的に推進していく観点から、平成30年度に実施している「都道府県対象のメニュー」については、「地域学校協働活動推進事業」に統合した。そのため、都道府県については本補助事業への申請はできない。

ただし、都道府県対象メニューの中で設定していた「連絡協議会」、「CSアドバイザー」については、地域学校協働活動推進事業における「推進委員会」、「地域学校協働活動推進員」として実施が可能であり、自治体の実情に応じて地域学校協働活動推進事業を活用いただきたい。

Q 3. 「コミュニティ・スクール推進体制構築事業」の経費はどのようなものに使えるのか。

A 3. 本補助事業は、域内全ての学校においてコミュニティ・スクールの取組の充実と水準の向上を図ることを目的とした教育委員会が主催する「推進協議会」や「研修会（説明会やフォーラムを含む）」の開催に係る経費、及びCSディレクターの配置に伴う経費を想定している。（※詳細については「事業の活用例」を参照。）

推進協議会の設置は様々なケースが想定されるが、全ての学校運営協議会が一定の水準を保ち、持続可能な仕組みとなるよう、自治体の実情に応じて目的・方法・対象者等を設定し、必ず設置する。また、研修会の開催については、学校運営協議会委員の他、教職員、保護者、地域住民などを対象に行い、一人でも多くの理解者と実践者を増やすことを目的とする。

コミュニティ・スクール未導入自治体においても、管轄する全ての学校を対象とした協議体を設置し、教職員や地域住民等へのコミュニティ・スクールの理解促進のために、研修会や先進地視察等を実施する際の経費についても執行可能である。

Q 4. 1自治体あたりどの程度の費用を見込んでいるか。

A 4. 1自治体当たり15万円以上（※補助額は、その1/3（5万円以上））を見込んでいる。なお、CSアドバイザー、CSディレクターについては、一人当たり50万円程度を見込んでいる。予算の上限は設けていないが、予定額を超える申請があった場合は、希望通りの額を交付できない可能性がある。

Q 5. 補助期間は何年間まで可能か。

A 5. 契約は単年度で行うため、毎年度の申請が必要となるが、域内全ての学校に学校運営協議会を設置し、推進体制を構築するための2年程度を想定している。

Q 6. モデル校を指定してコミュニティ・スクールの導入を進めたいと思うが、一部の学校を対象として実施してもよいか。

A 6. 平成30年度から、学校運営協議会の運営に係る経費（委員謝金・会議費等）は、地方財政措置の対象となっていることもあり、個別の学校を対象としたメニューは用意していない。本補助事業は、原則、域内全ての学校に学校運営協議会の設置を目指している自治体（新規を含む）を対象としている。

Q 7. コミュニティ・スクール推進体制構築事業の自治体負担部分について、国からの支援はないのか。

A 7. 昨年度同様、今年度も本補助事業を含む「学校を核とした地域力強化プラン」全体についても、地方財政措置の対象となっている。来年度についても、本補助事業については、同様に地方財政措置を要望しているところである。

Q 8. 学校運営協議会の「委員謝金」は補助金の対象とならないのか。

A 8. 本補助事業は「学校」を対象としたものではなく、域内全ての学校において、持続可能なコミュニティ・スクールの推進体制の構築を目指すためのものである。地教行法の改正により、全国の公立学校がコミュニティ・スクールの導入を進めることになったことから、前述のとおり、委員謝金を含む「各学校で開催する」学校運営協議会の開催費用については地方財政措置の対象となっている。つまり、本補助事業は、個別の学校の学校運営協議会委員の謝金の補助を想定しているものではない。

<補助率について>

Q 9. 「補助については、都道府県の判断により、間接補助とすることも可能」とあるが、どういうことか。

A 9. 国、都道府県、市区町村が1/3ずつ負担する間接補助の形が望ましく、原則として、都道府県の財政負担をお願いしたいが、都道府県の状況によっては、国1/3、市区町村2/3の直接実施とすることも可能としたものである。

Q10. 今年度、国1/3、市区町村2/3で本補助事業を受けていた自治体が、来年度については、都道府県と調整の上、国、都道府県、市区町村1/3ずつの間接補助としてもよいか。

A10. 構わない。

<教職員の加配について>

Q11. 平成29年度まで実施していた「コミュニティ・スクール導入等促進事業」では教職員の加配があったが、本補助事業に加配はないのか。

A11. 加配はない。

「コミュニティ・スクール導入等促進事業」は、任意設置であった地教行法改正(H29.3.31)前にコミュニティ・スクールの導入を目指す学校を対象としていた事業であり、教職員の加配は、あくまでも研究を目的とした「研究指定校加配」として行っていたものである。公立小中学校のコミュニティ・スクールの数は第2期教育振興基本計画の到達目標であった3,000校を超え、また、今般の地教行法の改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化となったことから、本補助事業は、「導入を目指す学校」を対象とした補助事業から、「自治体における推進体制の構築」を目指すための補助事業に切り替えている。

<CSアドバイザー・CSディレクターについて>

Q12. CSアドバイザー（地域学校協働活動推進員）※はどのような業務を行うのか。

A12. CSアドバイザーは、都道府県教委に配置し、各市町村を訪問してコミュニティ・スクールの取組への助言を行うとともに、県下全域において県立学校と市町村立学校との関係づくりや、学校教育担当と社会教育担当を結ぶなど、県内のコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進に関する業務を担うものとする。

(※経費等については「地域学校協働活動推進事業」の実施要領に基づく)

Q13. CSディレクターはどのような業務を行うのか。

A13. CSディレクターは、学校運営協議会の会議運営（開催案内の作成、会議資料の印刷、会議録・広報誌の作成、アンケート集計等）や、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる業務を担うものとする。

CSディレクターを配置している自治体の中には、学校運営協議会の会議内容の企画や地域学校協働本部との連携・協働による活動との連絡・調整、地域住民・保護者・関係機関等との総合窓口など、発展的な業務を担っているところもある。さらに、未指定校を含む域内の学校へのコミュニティ・スクール普及・啓発に関する業務を担っているところもある。

Q 1 4. CSディレクターはどのように配置すべきか。

A 1 4. CSディレクターの配置は、学校や地域の実情に合わせて、実施自治体が決定するものとする。配置に当たっては、一つの学校へ配置する場合もあれば、拠点校を位置付けた上で複数校の業務を担うことも可能とする。また、教育委員会事務局に配置し、域内の学校の業務を担うことも可能とする。

Q 1 5. CSディレクターにはどのような方を選ぶのか。何か資格が必要か。

A 1 5. 学校や地域の実情に合わせて選んでいただいて構わない。特に必要な資格は設けていないが、地域住民を想定している。導入している自治体の例では、CSアドバイザーは各自治体のコミュニティ・スクールの立ち上げに関わったことのある元校長や元学校運営協議会会長、CSディレクターは、PTA役員や地域コーディネーターなどを経験した者が多い。

Q 1 6. CSディレクターの雇用は可能か。

A 1 6. 補助対象となるのは、それぞれ活動する「実働時間に謝金単価を乗じた金額のみ」であり、それ以外の経費は補助対象外となる。

Q 1 7. CSディレクターに対して、月額で一定の給与を支出することは可能か。

A 1 7. 活動実績によらない一律の給与・謝金の支出は不可。実際に活動を行った時間数に対し謝金単価を乗じた額以上に支出された謝金は補助対象外経費となる

Q 1 8. CSディレクターへの交通費の支給は可能か。

A 1 8. 本補助事業は謝金を補助対象経費としているため、通常の業務で活動する際に係る交通費（通勤・学校訪問等）は対象外経費となる。ただし、都道府県等が開催するCS関係の研修会等へ参加する場合については、該当自治体の会計規則等に準じて旅費の支給が可能。

Q 1 9. CSディレクターは必ず配置しなければならないのか。

A 1 9. 本補助事業においては、協議体の設置は必須であるが、CSディレクターの配置は必須ではない。推進体制の構築を目指して、各自治体で工夫していただきたい。